

＜軽自動車税(種別割) 税額一覧＞

◎原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・農耕作業用自動車等の場合

車種区分		税率
原動機付自転車	排気量が 50cc以下のもの	2,000円
	排気量が 90cc以下のもの	2,000円
	排気量が125cc以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車(排気量が250cc以下のもの)		3,600円
2輪の小型自動車(排気量が250ccを超えるもの)		6,000円
ボート・トレーラー		3,600円
農耕作業用自動車(トラクター・コンバイン等)		2,400円
その他(フォークリフト等)		5,900円

◎軽4輪等(3輪以上の軽自動車)の場合

車種区分			平成27年4月1日以後 に新車新規登録をした車両	平成27年3月31日以前 に新車新規登録をした車両	新車新規登録から 13年経過した車両 (重課税率)※
			重課税率適用まで(年額)		
3輪			3,900円	3,100円	4,600円
4輪	自家用	乗用	10,800円	7,200円	12,900円
		貨物	5,000円	4,000円	6,000円
	営業用	乗用	6,900円	5,500円	8,200円
		貨物	3,800円	3,000円	4,500円

※重課税率はグリーン化をすすめる観点から、軽4輪等(3輪以上の軽自動車)に対して**新車新規登録から13年を経過した年度の翌年度分から課される税率**です。新車新規登録した年度については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。

◎軽4輪等のグリーン化特例(軽課)について

車種区分			75%軽減	50%軽減	25%軽減
3輪			1,000円	2,000円	3,000円
4輪	自家用	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	乗用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円

前年の4月1日から当該年の3月31日までに新車新規登録した軽4輪等(3輪以上の軽自動車)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、**初年度の軽自動車税(種別割)に限り**、それぞれの性能に応じて概ね75%、50%又は25%が軽減されます。